

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年 11月 7日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

横浜市立鴨居小学校 ガス給湯器交換修繕工事

2 履行場所

横浜市緑区鴨居四丁目7番15号

横浜市立鴨居小学校

3 契約日

令和7年10月16日

4 履行日又は履行期間

令和7年11月1日

5 契約金額

1,239,876円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区宿町1丁目22番地 川井ビル1F

株式会社 日芳

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給食用給湯器が経年劣化により、給湯温度が不安定となった。

今後の給食の提供に支障が生じる可能性が高いため、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課